

2 6つの推進プラン

相談支援システムの充実

障害者が自立し、主体的に生活していくために、障害者の意向を尊重しながら、地域で生活していくために必要なサービスの利用などを、年齢にかかわらず子どもから成人まで相談できる体制の整備を行います。

障害者相談員、民生委員・児童委員、教育、雇用関係者等と協働し、地域における相談ネットワークを充実します。

現 状

区は、平成13年から障害者自立支援センターにケアマネージャーを配置し、心身障害者に対する相談事業を開始しました。精神障害者については、平成17年から地域生活支援センターあさがおで相談事業を実施し、障害者の相談窓口は、障害福祉課、台東保健所を含め4か所となり、相談件数は年々増加しています。

平成18年4月から、相談支援事業者・障害者相談支援専門員が制度化され、区内では、現在上記以外に3つの事業所が、指定基準を満たす事業所として東京都に登録しています。

区は、民生委員・児童委員のほか、心身障害者の身近な相談役として15名の障害者相談員を設置し、相談事業の充実を図っています。

また、乳幼児相談については、専門相談や巡回訪問を含む相談事業を実施していますが、支援費制度以降、大幅に増加しています。

課 題

サービスの多様化に伴い、計画的・継続的な支援を行うための適切なサービス選択が複雑になっており、今後も相談件数は増加すると思われます。既存の相談機関を充実するとともに、NPOや民間の協力も図り、さらに充実する必要があります。

その際には、相談者の権利が守られることや公平性・中立性が確保されなければなりません。また、相談支援従事者の資質の向上が図られることが必要となります。

主要事業

障害者自立支援センター等における相談支援事業の充実を図ります。

障害者の地域生活を支援するためには、一人ひとりの障害の状況、生活の状況等に
応じた計画的なプログラムに基づく継続的な支援が必要です。相談支援事業に従事す
る専門員の障害福祉に関する研修等や、地域にある社会資源に関する情報知識の向上
を図ります。また、気軽に相談できるよう環境の整備を行います。

民間、NPO等による相談支援事業所設置を支援します。

障害当事者や家族が、安心して相談できるためには、行政だけでは充分とはいえず、
当事者の身近にいるNPOの方々や直接支援に携わっている事業所の協力が欠かせま
せん。相談支援事業所の充実を図るとともに、相談支援事業の委託を検討し、相談支
援が円滑に行えるよう体制を整備します。

ケアマネジメント従事者（障害者相談支援専門員）の資質の向上を図ります。

利用者とともに生活上のニーズを見つけ出し、最も適切な社会資源に結び付けてい
く役割を担うケアマネジメント従事者が障害者自立支援法により、初めて障害者相談
支援専門員として法の中に位置付けられました。専門員の養成研修は東京都で実施し
ますが、区は、この研修終了者を対象とした障害者相談支援専門員の資質の維持・向
上のための研修会の開催に努めます。

地域自立支援協議会を設置し、地域における相談ネットワークを充実します。

相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健・医療関係者、教育・雇用関係機
関、企業、障害者団体などによる地域自立支援協議会を設置し、障害者が自立した生
活を営むうえで、その権利が守られ、公平にサービスが受けられるようにします。

また、障害福祉サービスの公平性、中立性を確保する観点から、委託相談支援事業
者の運営評価の制度をつくります。

在宅サービスの充実

地域生活を支えるためには、いつでも、だれでも、必要に応じてサービスが受けられる仕組みが必要です。ホームヘルプ、ショートステイの事業を充実し、居宅生活の支援を推進します。

現 状

ホームヘルプサービスは、支援費制度が始まった平成16年度以降、利用者数・時間数ともに増加しています。

障害者（児）へのサービス提供は、極めて個別性が高く、ヘルパーに求められる援助技術や経験は高度となり、それに対応する人材の確保が容易でない状況があります。

区は、障害者自立支援法の定率負担導入にあたり、利用者負担について独自の軽減措置を講じ、サービスを受け続けられるよう対応を行ってきました。

区のショートステイ事業は、障害者自立支援法の施行と同時に、たいとう寮の3床を国の基準に合致した法定内事業として位置付けました。平成18年4月以降、区外施設を含めて毎月約30人の障害者（児）が利用しています。

課 題

増加する需要に対し、ホームヘルパーの数は依然不足しており、その養成が求められています。

また、障害者の多様なニーズに対応するヘルパーの援助技術が求められている状況から、援助技術の向上を図るための研修等が不足している現状があります。

ショートステイは、介護者の入院等による緊急的な対応だけでなく、家族等が日ごろの介護から開放され、一時的な休息を必要とする場合の援助にとっても重要なものとなっています。これらのことから利用希望は多くあり、現在の設置数ではまだ不足している状況があります。また、短時間の利用等の希望も寄せられています。

障害程度区分認定で非該当となった障害者（児）であっても、家族の入院等で介護ができないなど、支援が必要な場合があります。これに対応するサービスが必要となっています。

主要事業

ホームヘルパーの養成や技能の向上を図ります。

重度障害者や精神障害者等、専門性を要するヘルパーの技術の習得など、ヘルパーの質を高めるステップアップ研修の開催を検討します。また、障害者ホームヘルパーの養成にあたって研修受講費用の一部を助成することにより、ヘルパー養成の支援を行います。

区内のヘルパー事業者等の連携体制を整備します。

障害者の多様なニーズに対応できる援助技術の共有化、具体的な困難事例に対する研究・検討を行う事業者連絡会の開催や情報・交流などの連携体制を構築します。また、利用者が事業者選択に活用できる事業所情報の提供に努めます。

緊急時におけるショートステイの提供に加え、日中一時支援事業を実施します。

地域で生活している障害者（児）が、家族の急病など在宅での対応が困難なときにショートステイ事業は重要なものです。ショートステイ事業の充実とともに、日帰りでのショートステイ（日中一時支援事業）を行います。

障害程度区分が非該当で支援が必要な方に対し、生活サポート事業を実施します。

障害程度区分認定で非該当となる障害者（児）でも、日中に独居となり家事援助などのサービスが必要な場合もあります。それに対応する制度として、地域生活支援事業に位置付けられる生活サポート事業を実施します。

一般就労の促進

障害者が地域で自立して生活していくためには、就労など経済的基盤の安定が不可欠です。

就労を希望する全ての障害者が、その人らしくいきいきと就労していくために、障害特性に配慮した支援が必要です。

また、企業に対する、障害者雇用についての広報活動や雇用の開拓などを進め、障害者就労についての意識啓発、場の確保など、就労に向けての支援を行います。

現 状

現在区内には、身体障害者・精神障害者の通所授産施設が各1ヶ所ずつ、知的障害者の福祉作業所、精神障害者の共同作業所が各4ヶ所運営されています。

平成16年度から、心身障害者就労支援室が障害者の就労に関する専門施設として、個別の就労前指導や職場訪問等の就労促進事業を行っていますが、ハローワークなど、関係機関との連携は始まったばかりです。

また、障害者自立支援法での訓練等給付にあたる事業は未実施の状況です。

課 題

障害者が安心して就労するためには、個々の障害や能力に応じ訓練・実習の場の提供が重要です。同時に、職業習慣の確立や求職活動等への支援の他、就職後の職場定着支援等が必要です。

現在ジョブコーチが導入されていますが、就労希望者と企業等をサポートする等、多様化するニーズに応えるため、更なる就労支援のマンパワーの充実が求められています。

また、ハローワークや商工会議所、養護学校や作業所等と地域のネットワークを作り、障害者雇用の課題解決に向け、共同で取り組むことが重要です。

主要事業

通所授産施設(旧法)等の利用料無料化により、就労への意欲促進を図ります。

就労への意欲を促進するため、通所授産施設(旧法)・就労継続支援事業、就労移行支援事業の利用料無料化を行います。

就労支援室の拡充強化を行います。

就労支援室において、精神障害の就労希望者に対する支援体制を整えます。

また、ジョブコーチが、就労希望者に対しきめ細かく支援し、新しい課題に即応できるように、技術向上を図ります。さらに、区内関連施設や企業等へに対して積極的なアプローチを行い、就労支援プロセスの質の向上を目指します。

「就労移行支援事業」の実施に向け検討を行います。

個別の支援計画や実習等、就労に向けて専門的な訓練としての「就労移行支援事業」実施に向け、開設の時期・場所・実施規模等の検討を行います。

ハローワーク等、区内関連機関・一般企業との連携を強化し、障害者雇用の場を拡大します。

区内障害者関連団体等で組織される、「台東区障害者関係機関連絡会 通所施設部会」や「障害者雇用連絡会議」等をもとに、障害者雇用に関するネットワークを立ち上げます。

また上記のネットワークを活用して共同での取り組みを行い、今後の区内障害者雇用の拡大を図ります。

共同作業所等に通う就労希望者への環境整備を行います。

共同作業所、福祉作業所に通う就労希望者や職員等に対し、各作業所と就労支援室の情報を綿密にし、作業所から一般就労に向けて一体的な訓練が行われることで、利用者が安心して就労へと進められるように、就労への環境整備を行います。

居住環境の整備

施設から地域への基本的な考えに加え、障害をもつ人が自らの暮らし方を選択し、どんなに重い障害があっても生まれ育った地域で引き続き生活していくことができるよう、居住環境の整備を行います。

現 状

これまで障害者の住まいの場は、区内にはあまり整備されておらず、区外・都外に入所型施設が多くありました。

台東区の障害者の住まいの場の現状は、身体障害者生活ホーム1ヶ所、重度身体障害者グループホーム1ヶ所、知的障害者グループホーム（ケアホーム）7ヶ所、精神障害者グループホーム2ヶ所となっておりますが、区内で住まいの場の支援を必要としている人が未だ多くいます。こうした人は、生活訓練施設での体験入居や短期入所施設を繰り返し利用しているのが現状です。

課 題

障害者の自立にとって、住まいの場の確保は大変重要な課題です。

障害をもつ人の自立へのチャレンジと一人ひとりの自助努力を尊重し、障害者自身による自己実現の取り組みを拡充し、区の施策である「暮らしやすいまち」を実現するために、地域生活を支えるサービスとして、安心して生活できる居住環境の整備が課題となっています。

また、区内に居住している人のみならず、区外の施設や病院から地域移行を希望する人が増加することも視野に入れ、整備を着実に進める必要があります。

主要事業

知的障害者の入所型施設の整備を行います。

在宅やケアホームでの介護が困難な、知的障害の比較的重い方でも地域で生活できるよう、地域生活支援型入所施設を「(仮称)清川二丁目福祉施設」内に整備を行います。

グループホーム・ケアホームを整備します。

自立した生活を希望する方や、入所・入院からの地域生活への移行に対応するために、今後もグループホーム・ケアホームの整備を計画的に行います。

また、支援の質を確保し、運営をバックアップするための体制やシステムを構築するために、NPO法人や社会福祉法人などとの連携を推進します。

賃貸住宅の家賃等債務保証制度を実施します。

地域での自立した生活を支援する一環として、保証人を見つけることができないために、民間賃貸住宅に入居することが困難な障害者世帯に対し、区と協定を結んだ民間保証会社が保証人の代わりに家賃等の債務保証を行う保証人制度を実施し、障害者が地域で暮らし続ける環境の整備を行います。

日中活動の場の再編整備

障害者（児）が安心して地域生活を送るには居住環境とともに、日中活動の場の整備・充実が必要となります。

一人ひとりが個性を発揮できるよう、知的障害者の通所型施設の整備や（仮称）障害者支援センターの整備を中心に、日中活動の場を再編整備します。

現 状

台東区内の通所施設の現状は、心身障害者（児）施設1ヶ所、身体障害者（児）施設3ヶ所、知的障害者（児）施設5ヶ所、精神障害者施設6ヶ所で、平成18年5月現在利用者の数は411名となっています。地域生活移行が進む中、利用希望者が増加していくことが予想されます。

課 題

障害者（児）が孤立することなく、その人らしく地域生活を送るためには、日中活動の場の充実が重要です。特に重度障害者や地域生活への移行に向けた取り組みなど多様なニーズに対応するため、新たな施設の整備に加え、既存の施設が障害者自立支援法に位置付けられた施設体系に円滑に移行し、質・量とも充実したサービス提供が行えるようにすることが課題です。そのためには、それぞれの施設の目的に合わせて、特徴をもった運営をすることが求められています。

主要事業

知的障害者の通所型施設の整備を行います。

知的障害者の日中活動の場（通所施設）を「(仮称)清川二丁目福祉施設」内に整備を行います。

松が谷福祉会館の機能を充実、再編します。

松が谷福祉会館は昭和50年の開設以来、31年におよび身体障害者福祉センターB型として運営してきたところですが、障害者自立支援法の施行に伴い、新たな障害者ニーズに対応する見直しが必要になっています。

松が谷福祉会館の機能の検討を行い、充実・再編して「(仮称)障害者支援センター」としての整備を行います。

つばさ福祉工房の新事業体系への移行を促進します。

「つばさ福祉工房」(身体障害者通所授産施設)については、障害者自立支援法に位置付けられる施設を検討し、新サービス体系へ移行する必要があります。

現在の通所授産施設から、利用者の障害の程度に応じたサービス内容等を勘案し、「訓練等給付」「介護給付」等最適な事業への移行を促進します。

福祉作業所・共同作業所の法定内施設化の支援を行います。

区内に4ヶ所ある知的障害者福祉作業所、同じく4ヶ所ある精神障害者共同作業所は、障害者団体等が障害者自立支援法に位置付けられていない施設として自主運営をしているところですが、障害者自立支援法の法定内施設化への移行支援を行います。

精神障害者の地域活動支援センターの活動を支援します。

精神障害者や家族が地域で安心して生活するための各種相談機能と生活支援、地域交流、情報の発信・受信、安心した居場所等の機能をもった精神障害者地域活動支援センターの活動を支援します。

社会参加の促進

人それぞれの個性や思いを理解し、互いを尊重し合えると、誰にとっても暮らしやすいまちになります。

障害のある人もない人も、共に学び支え合い、地域社会を築いていける施策を展開する必要があります。

区は、障害に対しての区民の理解を促進するとともに、障害のある人もない人も、共にいきいき暮らせるまちの実現にむけ、障害者の自己実現のための支援を行います。また、障害者が積極的に地域活動へ参画できるように支援します。

現 状

障害者の地域生活に重要な移動、コミュニケーション等の支援は、障害特性により、そのニーズは多様なものとなっています。

移動支援では、障害者（児）の外出支援のニーズに対し、ガイドヘルパーは不足している状況です。また、障害者自立支援法の施行に伴い、地域生活支援事業になったことにより、従事するガイドヘルパーの資格基準が、“障害種別ごとに定められた研修修了者等”から“サービスを提供するに相応しい者と区が認めた者”に変更され、区で独自に定めることになりました。

また、コミュニケーションの支援は、聴覚障害者に対する手話通訳だけではなく、視覚障害者、知的障害者、失語症の方などにとっても、大変重要なものです。

さらに、障害のある人が地域で活動したいという希望を持っていても、活動の場が少ないということも現状です。

課 題

障害者が積極的に地域社会に参加できるようにするための、移動、コミュニケーションや情報提供の支援などが、十分ではない状況です。そのための人材育成や社会資源の整備をすすめることが課題となっています。

また、障害のある人もない人も、共に支え合う社会を実現するため、障害に対する理解を促進することが重要です。こうしたことは、地域や区民と協働して進めていく必要があります。

主要事業

社会参加事業や、ガイドヘルパーなど外出の支援の充実を図ります。

趣味や娯楽、生きがいのための社会参加事業の充実を図り、障害者がだれでもいきいきと暮らせる場を提供します。また、地域で暮らす障害者が、日常生活や社会活動を支障なく行えるよう、ガイドヘルパーの確保や、ヘルパーの質の向上に努めます。さらに、障害者が必要とする情報の提供も、広報等を活用し充実していきます。

ガイドヘルパーの人材育成のため、区独自の養成研修を実施します。

ガイドヘルパーは、障害者の外出する際の安全を守り、自立を支援するという重要な役割を担っています。ガイドヘルパーの育成や確保は喫緊の課題であり、資格の新たな位置付けの中で、増加する障害者のニーズに対応できる台東区独自のヘルパー養成研修を実施します。

意思疎通の円滑化を支援するコミュニケーション支援体制を整備します。

今までの手話通訳者派遣に加え、平成19年度から要約筆記者の派遣も実施します。日常生活での支援のほか、公民権の確保や通院など生命維持の活動が支障なく行えるよう、コミュニケーション支援体制を整備します。

障害者に対する区民の理解と認識を深めるため、啓発活動を充実します。

障害のある人もない人も気軽に参加できる事業や各種研修会等で、障害の体験コーナーを実施するなど、相互理解のきっかけづくりを積極的に進めます。また、広報や区のホームページを活用し、区民の意識啓発に努めます。